

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月29日(火) 15時26分から17時06分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 内野淳志

委員 14人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
- 6 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 9 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 10 協議1 滝川市農業委員会活動方針について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 2 1 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 0 番、佐藤委員、 1 1 番、川本委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程 5 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。 案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 2 8 件です。件数が多いので地目と面積は省略して説明します。 1 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。解約理由は、貸主の申出によるものです。土地改良事業の都合による解約で別の耕作者が新規で貸借します。

	2 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。解約理由は、1 番と同様です。 3 番、江部乙町 番、 さんと さんの貸主の申出による解約です。貸借中の耕作者に 3 条で売買します。 4 番から 7 番はあっせん成立による貸借の解約です。 4 番、東町 番、 さんと さんの解約です。 5 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。 6 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。 7 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。 8 番から 2 8 番までは さんの農業法人設立に伴う解約です。解約後は新しい法人で貸借いたしますので、解約する所有者のお名前のみ申し上げていきます。 8 番、 さん。9 番、 さん。10 番、 さん。11 番、 さん。 12 番、 さん。13 番、 さん。14 番、 さん、たきかわ農協転貸の解約です。15 番、 さん。16 番、 さん。17 番、 さん。 18 番、 さん。19 番、 さん、たきかわ農協転貸の解約です。 20 番、 さん。21 番、 さん。22 番、 さん。23 番、 さん。 24 番、 さん。25 番、 さん、たきかわ農協転貸の解約です。 26 番、 さん。27 番、 さん。28 番、 さん。 以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。
	議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。 議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 3 件です。 1 番、北滝の川 番、さんとさんの 3 条使用貸借の解約で解約理由は、老齢により農地を譲渡するためです。年次ごとに順次行っていくとのことことです。 2 番、東町 番、さんとさんの 3 条使用貸借の解約で、引き続き新しい法人で貸借を行います。 3 番、南滝の川 番、さんとさんの 3 条使用貸借の解約で、引き続き新しい法人で貸借を行います。 本案件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 2 番及び 3 番を除く 5 件について、質疑意見を求めます。
委 員	1 番について、生前贈与で税の特例を利用したのか。
説 明 員	生前贈与ですが、特例等は使用しておりません。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転 3 件、賃貸借権 3 件、合計 6 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、面積 9,090 m²、さんからさん

		への3条売買です。反当り4万円、363,600円で売買します。所有者の老齢により農地の維持管理困難のため売買します。 2番、江部乙町 番、地目「田」、面積3,273㎡、さんからさんへの3条売買です。反当り6,700円、22,000円で売買します。所有者の老齢により農地の維持管理困難のため売買します。隣接地が先月さんから3条売買したさんが農地に一部、さんの所有地があったことからその部分を買取るものです。 3番、北滝の川 番、地目「田」、61,475.69㎡、さんからさんへの贈与による移転です。所有者の老齢により農地の処分、譲受人は、今後の経営安定化のため譲り受けるものです。 4番から6番はさんの農業法人設立により法人で反当り3,000円で、今後10年間貸借するものです。 4番、東町 番、地目「田」、35,293㎡、「畑」、9,761㎡、さんです。 5番、東町 番、地目「田」、67,087㎡、「畑」、559㎡、さんです。 6番、南滝の川 番、地目「田」、43,542㎡、「畑」、1,641㎡、さんです。以上で説明を終わります。
議 長	説 明 員	説明が終わりました。議案第3号について、質疑、意見を求めます。
委 員	説 明 員	4番から6番の反当り3,000円というのはどういう根拠か。
説 明 員	説 明 員	3条議案であり、当人同士が決定しているので根拠は確認していない。
説 明 員	説 明 員	法人の場合、年度決算報告のために賃貸借にしている例が多い。かつ、法人の利益増に伴い、賃貸借の金額を増にしている例もあるので最初は低額で設定したと思われます。
議 長	説 明 員	他にございませんか。
各 委 員	説 明 員	(なしの声あり)
議 長	説 明 員	質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定いたします。
	議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件、一時転用 1 件です。一時転用は 1 件ですが、議案上 2 件に分かれています。
	1 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 2,151 m ² 、転用目的は資材置場、工事用車両駐車場の設置です。
	2 番、3 番は砂利採取による一時転用で、西滝川 番、西滝川 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、 さん。借受人 さん。転用面積合計 31,562 m ² 、工期は令和 4 年 5 月 2 0 日から令和 5 年 5 月 1 9 日まで。砂利採取量は 89,971 m ³ 、令和 2 年に一時転用で砂利採取した表土置場の部分を今回砂利採取場としたものです。
	4 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 393 m ² 、転用目的は一般個人住宅の建築です。
	工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上 1 番、4 番は用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委 員	4 番は、会社で建てるのか。
説 明 員	個人住宅として建築します。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。

各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 4 号については原案のとおり決定といたします。
説 明 員	まもなく午後 4 時となりますので、農業委員会会議規則第 7 条により会議を延長いたします。 議事日程 9 番、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。
	今月は貸借権の設定が 4 9 件、使用貸借 2 件、所有権移転が 6 件です。件数が多いので更新については、氏名と期間、1 0 a 当たり金額のみ説明とし、新規の耕作についてもある程度まとめて説明します。 1 番から 8 番まで更新です。 1 番から 3 番まで、 から さん、 さん、 さん、牧草畑としての利用で期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 4 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 5 番、6 番、 さんから さん、期間は 2 年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円、3,000 円です。 7 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 8 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 9 番から 1 4 番は、たきかわ農協転貸満了により相対で引き続き耕作するものです。 9 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 1 0 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

	1 1 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 1 2 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 1 3 番、1 4 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円、 2,200 円です。 1 5 番から 2 0 番まで、新規申請です。 1 5 番、江部乙町 番、地目「田」、31,134 m²、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 が耕作していた農地を隣地耕作者の さんが耕作します。 1 6 番、江部乙町 番、地目「田」、6,644 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんが耕作していた農地を隣地耕作者の さんが耕作します。 1 7 番、江部乙町 番、地目「田」、31,517 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんが耕作していた農地を隣地耕作者の さんが耕作します。 1 8 番、江部乙町 番、地目「田」、8,267 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。土地改良事業に伴い、行き来が不便になったことから隣地耕作者の さんが変わって耕作するものです。 1 9 番、江部乙町 番、地目「田」、24,417 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんが耕作していた農地を さんが耕作します。 2 0 番、江部乙町 番、地目「田」、11,224 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 さんが耕作していた農地を さんが耕作します。水はけが悪いことから単価が低くなっています。 2 1 番から 4 9 番まで新規で、 さんから 社に代わっていますが、耕作主自体は変更なく、引き続き耕作しているので、所有者の氏名と期
--	--

	間のみ説明させていただきます。 2 1 番、 さん、期間は1 0 年間、賃貸料 8,000 円です。 2 2 番、 さん、期間は1 0 年間、賃貸料 8,000 円です。 2 3 番、 さん、期間は1 0 年間、賃貸料 8,000 円です。 2 4 番、 さん、期間は5 年間、賃貸料 2,500 円です。 2 5 番、 さん、期間は5 年間、賃貸料 8,000 円です。 2 6 番、 さん、期間は5 年間、賃貸料 3,000 円です。 2 7 番、 さん、期間は5 年間、賃貸料 4,000 円です。 2 8 番、2 9 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、8,000 円、11,000 円です。 3 0 番、3 1 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、11,000 円、8,000 円です。 3 2 番、 さん、期間は5 年間、賃貸料 8,000 円です。 3 3 番、 さん、期間は1 年間、賃貸料 8,000 円です。 3 4 番、3 5 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、10,400 円、8,000 円です。 3 6 番、3 7 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、8,000 円、11,000 円です。 3 8 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、11,000 円です。 3 9 番、 さん、期間は3 年間、賃借料は、11,000 円です。 4 0 番、 さん、期間は5 年間、賃借料は、8,000 円です。 4 1 番、4 2 番、4 3 番、 さん、期間は1 年間、賃借料は、3,000 円、8,000 円、11,000 円です。 4 4 番、4 5 番、4 6 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、10,400 円、3,000 円、11,000 円です。 4 7 番、 さん、期間は10 年間、賃借料は、10,000 円です。 4 8 番、 さん、期間は5 年間、賃借料は、3,000 円です。 4 9 番、 さん、期間は5 年間、使用賃借です。 5 0 番、江部乙町 番、地目「田」、13,666 m²、 さんから さん、
--	--

議 長 説 明 員	期間は3年間の使用貸借です。 さんの後、耕作することになりました。 5 1 番、北滝の川 番、地目「田」面積27,447 m²、 から さんへの賃貸借で期間は令和9年1月30日まで、賃借料は、年額137,220円です。あっせんにより さんから買い入れましたが即買入が困難なため、で買い受け、 さんに貸付させるものです。賃貸料137,220円は、売買金額6,861,000円の2%です。 次に所有権移転の1番、江部乙町 番、地目「田」面積111,773 m²、「畑」111,070 m²、 さんから への売買で金額は14,495,000円、10a当り田が80,000円、畑が50,000円です。先月のあっせんで さんが買い入れましたが、即買入が困難なことから公社で該当分について買い受けするものです。 2番、江部乙町 番、地目「田」面積4,694 m²、 さんから さんへの売買で金額は375,520円、10a当り80,000円ですが での買入対象外農地です。ここについては、現状と地目が相違しているため、 の扱う農地保有合理化事業の該当になりませんので直接売買となります。 所有権移転3番から6番については、各あっせん常任委員会より、説明いたします。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号3番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 3番、売り手 さんから東町 番、地目「田」11,204 m²の売渡のあっせんの申出が2月10日にありましたので、農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を3月18日午前8時53分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は滝川地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積11,204 m²、土地条件として、パイプラインなし、暗渠は古い、価格としては10a当たり「田」17万円、総額1,904,680円となっています。
-------------------------	---

議 長	附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 所有権移転申請番号4番から6番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	4番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」8,783 m²の売渡のあっせんの申出が1月11日にありましたので 農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を3月18日9時25分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積8,783 m²、土地条件としては東側に農道なく、道路側に取り付けがある。取り付けが真ん中で田も低く使いづらいところあり。価格としては10a当たり「田」34万円、総額2,986,220円となっています。附帯物件はありません。以上です。 5番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」12,174 m²の売渡のあっせんの申出が1月11日にありましたので、 農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を3月17日10時20分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」12,174 m²、土地条件はパイプラインが河川側が入っていない。途中のT字路までは最初は広いが先は狭く作業性が悪い。価格としては10a当たり336,783円、総額4,100,000円となっています。附帯物件はありません。以上です。 6番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」13,030 m²の売渡のあっせんの申出が1月17日にありましたので、農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせ

		ん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を３月１８日１１時２８分から市役所４階４０１会議室で開催しました。出席者は売り手さん、買い手さん、委員の出席は江部乙地区８名、事務局２名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」１３,０３０㎡、土地条件は沼の水をポンプアップし、パイプラインで引いていた。以前は水稻だったが、水を入れるのに時間がかかるため、近年は転作のみである。価格としては１０ａ当たり「田」３０万円、総額３,９０９,０００円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議	長	説明が終わりました。議案第５号、賃貸借権設定申請番号９番から１２番を除く５２件について、質疑、意見を求めます。
委	員	さんの貸借で期間が１年のものがあるが、なにか理由があるのか。
説	明	員 ３３番は、当初２年で賃貸借しており、その間にさんから農業を学び２年後は、自分たちで耕作する予定だったもので予定では１年後に自営する予定なので残り期間の１年としたものです。
		４１番から４３番については、シーズン終了後、あっせん売買する予定のため１年としています。
議	長	他にございませんか。
各	委	員 (なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了します。議案第５号、賃貸借権設定申請番号９番から１２番を除く５２件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委	員 (異議なしの声あり)
議	長	議案第５号、賃貸借権設定申請番号９番から１２番を除く５２件について、原案のとおり決定といたします。次に賃貸借権設定申請番号９番から１１番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員１６：２７退室)
議	長	賃貸借権設定申請番号９番から１１番について、質疑意見を求めま

	す。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 9 番から 1 1 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 9 番から 1 1 番については、原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 2 8 入室)
議 長	次に議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 2 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき 委員の退室をお願いします。
	(委員 1 6 : 2 9 退室)
議 長	賃貸借権設定申請番号 1 2 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 1 2 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 2 番については、原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 3 0 入室)
議 長	議事日程 1 0 番、協議第 1 号、滝川市農業委員会活動方針について協議を行います。事務局に説明を求めます。
説 明 員	協議第 1 号について、説明を申し上げます。
	協議第 1 号令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 年間における滝川市農業委員会の活動方針を定めるもので、重点活動目標及び活動計画について 7 項目記載しています。昨年と同様の内容となっておりますが制度改正等により変更になったところを主に説明いたします。
	別紙 1、活動計画(案)でございますが、これにつきましては 3 月の総会に提案し、承認の後、北海道農業会議に報告し、確認後、最終的には公式ホームページ等で公表することになりますので、この内容で令和

4年度の活動目標としてご承認をいただき、数値等に調整があった場合は改めて皆さんに報告することで、ご了解いただきたいと考えております。この中で新たな項目は、3ページ目「2 最適化活動の活動目標（3）」です。都道府県や市町村が実施する新規参入相談会への1名以上参加の目標設定が義務付けられました。4年度は農政課、JA たきかわが参加している相談会の参加等を考えているところです。それと併せて添付の書類ですが、「別紙様式2 農業委員活動記録簿」というのがお手元にあると思いますが、記録簿の作成が全委員に義務付けられています。農地の関連での皆様の活動というと秋から冬に行うあっせんになるかと思われませんが、それ以外にも地域の農業者から相談を受けた、現地を見に行った。頼まれて耕作者を探してあげた等はすべて活動としてメモし、これに記載いただければと思います。また中立委員に置かれましても、農地の登記の際に未相続の農地はどうしたらいいとか農地に関する相談を受けた場合は活動として記載してよいかと思っています。

次に別紙2ですが、令和4年度の年間業務計画を載せております。定期総会についてはこの日程で会議室を予約しておりますが、農繁期等については日程や開始時間をその都度調整させていただきたいと考えております。また、特別委員会につきましても例年どおり開催したいと考えております。その他の各業務については記載のとおりですが、新年度もコロナ感染対策等での変更、中止等もあり得るということを頭に入れていただいたうえでお目通し願います。

次にもう1枚別の用紙がありますが「令和4年度予算対比」です。4年度の農業委員会活動に伴う予算の一覧です。3年度と特に大きく変わったところはありません。当初はタブレットを購入し、活用することになっていましたが、北海道のほとんどの農業委員会で不要と判断され、申請しなかったことから当初予算の枠組みには入れていません。

ただし、なくなったわけではなく「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」という名目でタブレット購入は残っております。タブレットを使った事業展開も今後ありうると思われませんが、当面は昨年と

説 明 員	変更なしで推移してまいります。以上で説明を終わります。
	記録簿は、日々その都度記入して下さい。メモしていただいてまとめて書いていただければと思います。義務化となっています。農業会議からも活動が0日というのはないだろうと。当初目標日数が設定されていましたがそれは盛り込まれませんでした。大変ご面倒な作業かと思いますが、電話を受けて相談を受けた、圃場を見て回ったも活動になりますので、今後お願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第1号については、原案のとおり決定いたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第22回総会は4月26日14時からということで決定します。 以上をもちまして、第21回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(17:06)